

石綿健康被害医療手帳の様式

環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成18年3月10日）
第2条により、石綿健康被害医療手帳の様式が定められています。

様式第1（第2条関係）

（表 面）

みほん		石綿健康被害医療手帳	
		手帳番号	
公費負担者番号			
公費負担医療の 受給者番号			
被 氏 名			男・女
認 生 年 月 日	みほん	明治 大正 昭和 平成	年 月 日
定 住 所			
者 認 定 疾 病 の 名 称			
交 付 年 月 日	平成	年	月 日
有 効 期 限	平成	年	月 日
発 行 機 関 及 び 印	独立行政法人 環境再生保全機構		

（裏 面）

治 療			
疾 病 の 名 称	治 期	入 院 外 別 病 間 の	医 療 機 関 の 名 称
みほん			

＜注意事項＞

- 1 保険医療機関等において医療を受ける場合、被保険者証、組合員証又は老人保健法医療受給者証に添えて、この石綿健康被害医療手帳を必ず窓口へ提出してください。
- 2 認定疾病（付随して発生するいわゆる続発症を含む。）について、医療保険の給付対象となる診療及び介護保険の適用を受ける医療系サービスを受けた場合、保険適用となる範囲の自己負担分が給付対象となります。遺伝性疾病、歯科診療、正常分娩に係る産科診療、第三者行為による傷害、その他に原因が明らかであると主治医が認めた疾病に関する医療については対象となりません。
- 3 緊急その他やむを得ない理由があるときに、手帳を提示せずに保険医療機関等から医療を受けた場合や、保険医療機関等以外から医療を受けた場合は、後から、（独）環境再生保全機構に医療費の支給を請求することができます。
- 4 住所又は氏名に変更があったときは、速やかに届け出てください。
- 5 認定疾病が治ったとき、この手帳の有効期間が来たとき、認定の取消しを受けたとき、又は被認定者が死亡したときは、この手帳を速やかに返還してください。
- 6 この石綿健康被害医療手帳は紛失しないようにしてください。もし、破損したり、汚れたり又は紛失したときは、速やかに届け出てください。
- 7 不正にこの証を使用した者は刑法によって詐欺罪として懲役の処分を受けます。